



浜家連 ニュース5月号

第273号
2023年5月1日発行

発行人 特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会
事務局 〒222-0035 横浜市港北区烏山町 1752 番地
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階
電話 045(548)4816・FAX 045(548)4836
URL <http://hamakaren.jp/>

「南区生活支援課との懇談記録」

副理事長 土屋 克也

「南区生活支援課との懇談記録」として昨年 10 月に懇談した内容を昨年 11 月、みなみ会だよりに掲載しました。その後、今年2023年3月に不明瞭部分を修正した バージョンをみなみ会だより3月号に掲載しました。



今回、浜家連ニュース掲載のため、更に編集を加えた内容を掲載させていただきます。何分にも南区の話が多く出てきますが、各区共通する話題で、支援する内容は変わりませんので、読者の皆さんが居住する区に読み替えて下さいます様、お願いいたします。

今回のテーマは、南区役所福祉保健センター生活支援課の皆さんによる生活保護費と生活困窮者への自立支援のお話しをして頂きました。この生活支援課は、2015年（平成27年）4月から生活困窮者に対する業務が加わった為、旧 生活保護課から現在の生活支援課に改まったとのことです。

この、生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の予防的早期発見機能を兼ね備えて平成27年に制度がスタートしました。

この馴染みの薄い制度は、下記に記した第2のセーフネットに該当します。

順番に説明しますと

第1のセーフネットである 社会保険制度、労働保険制度から

第2のセーフネットである 生活保護に至る前の「早期発見機能」と生活保護以外の活用案内
他機関への紹介等の相談窓口

第3のセーフネットである 生活保護制度、保護費支給による「最後の砦」として機能を備える

要するに生活支援課は、生活の困りごとについて幅広く相談可能なセクションということになり、生きていくのに必要な生活全般の相談所です。

一方、生活支援課のもう一つの仕事、生活保護費の支給に関する業務があります。生活保護の特性とルールも含めて順番に報告します。

- 1 生活保護は、一人当たりの最低生活額を月、15万円としています。
その為、その15万円を下回る収入の場合に、生活保護費が加算されて15万円になるわけで、逆に15万円を超えている場合は、生活保護の対象にはなりません。
同居家族の場合、一人あたり15万円というわけではなく、個々の世帯によりケースバイケースになります。
- 2 生活保護申請は、どなたでも可能。ですが、審査による結果待ちとなり、おおよそ申請から約2週間以内に書面にて結果通知されます。

- 3 手持ちの資産については、持ち家が有る場合 課税対象額が3百万円以内であれば特に売却の指示依頼は無いようです。3百万円程度ならば、相談されるのが良く、手持ち資金として計算され、生活保護対象から外れます。
- 4 賃貸住宅の家賃にもガイドラインがあります。高額な家賃（仮に居住していても転居依頼の可能性が有ります）の住居に入居は出来ません。又、更新料の負担は可能です。保険については、火災保険の負担は可能ですが、地震保険の負担は無理の様です。
- 5 また、扶養照会も有るそうで、具体的な指針に基づいて、それぞれの事例をケースバイケースで判断するそうです。
- 6 貴金属類、絵画類は、一律に限らず売却対象となります。資産売却には売却申告が課せられています。
- 7 大学への入学一時金は、生活保護費では支給されません。が、社会福祉協議会に相談の上、貸付制度の利用や生活支援課にその旨の相談が可能とのこと。
- 8 預貯金は、生活資金6か月分の預貯金額ならば規制されない様です。例えば、15万円×6か月で、約90万円までなら生活保護の打ち切り対象になりません。
- 9 生活保護受給者の支出についてです。趣味に関する支出は、生活保護費を何か月間に渡って貯めて購入した品物などは、教養娯楽の支出として認められる様です。ただ、ゲーム機など趣味に使われていた品物を売却して得た収入は、申告が必要です。その際のプロセス説明が可能ならば、了解を得られ易い、との説明がなされました。
- 10 生活保護費は、月一回、月初に本人が指定した銀行口座に振込が原則とのこと。また、2か月に1回の年金（含む障害者年金）も支給される月も有るため、一時的に余裕に過ごせる時期が生じます。そのため家計のやり繰りをコントロールするのに良い「わたしのミライノート」へ書き込み、家計のやり繰りの一助になる旨のお話しも頂きました。

【南区生活支援課の連絡先】

電話 045-341-1207

FAX 045-341-1219です。

この報告だけでは分かりにくい点も多数あると思います。遠慮せず電話による相談や面談による相談も可能なので、各区の生活支援課に、よろず相談をご利用下さい。



浜家連の動き



●2024年度(令和6年度)予算編成に関わる施策要望をまとめています。 副理事長 安富 英世

■医療費助成の拡充

1. 精神障害者への医療費助成制度の拡充と地域格差解消

精神障害者はその障害特性のため、働いて生計に必要な所得を得ることが困難です。このことは1級だけでなく、程度の差はあれ2級も同様です。精神障害1級の通院医療費のみに適用されている重度障害者医療費助成制度を入院医療費にも助成してください。また2級の通院・入院医療費にも、1級と同様の適用を検討してください。

横浜市会は「重度障害者医療費助成に関する意見書」を神奈川県に提出し精神障害 2 級にも助成制度を適用するよう求めてきました。また、神奈川県議会は「精神障害者への医療費助成の拡充に関する請願」を採択し、その中でも 2 級までの助成を支持しています。横浜市においても県と協力し、助成拡充の予算を確保してください。

横浜市に隣接の相模原市、鎌倉市、藤沢市、海老名市などでは重度障害者医療費助成が 2 級の通院についても数年前から適用されており、また茅ヶ崎市、綾瀬市、葉山町などでは 1 級の入院費にも適用されています。居住地域による格差がないよう、横浜市の医療費助成制度を拡充してください。

■精神障害者が安心して暮らせる街づくり

2. 「にも包括」システムの構築推進

2020 年度以降、全区に「協議の場」が設置され、地域課題をあぶり出し取り組んでいるとのことですが、その評価を開示してください。特に、医療機関の参画は十分か、退院支援を行った結果についてや住まいに関し不動産業者との意見交換を実施した結果等について明示してください。

(1) 普及啓発・教育事業の推進

精神障害者の妄想等に基づく言動が、地域住民とのトラブルに発展するケースが散見されます。こういったトラブルを回避・解決するために、地域住民への啓発を始めとする対策や、中学校を含めた教育事業をご検討ください。

(2) 家族への支援強化

家族教室を全区で実施するよう指導してください。

(3) 多様な形態での住まいの確保

グループホームを含めた精神障害者の地域での住まいを確保してください。生活自立度の低い精神障害者が入居し、支援を受けることができるグループホームの開設と運営に重点的な助成をしてください。また、親元から離れ独立して部屋を借りる精神障害者にも対応できる不動産業者との良好な関係作りを行ってください。

(4) アウトリーチ事業の推進

アウトリーチ支援事業を精神医療と福祉の中核として捉え、推進してください。訪問してくれる医療と福祉は、精神障害者が地域で安心して生活する上での命綱です。各区に医師・看護師・精神保健福祉士等を含めた訪問チームを一つずつ作り、緊急要請があれば訪問する事業を、独自に事業を行っている保土ヶ谷区等を参考に実施してください。

(5) 長期入院の精神障害者の地域移行促進

退院後の地域の受け皿を作って、退院可能な長期入院患者の地域移行を促進してください。

■安心して受けられる医療

3. 精神科病院入院患者の人権擁護の徹底

患者が安心して医療を受けられるように、強制入院、隔離、身体拘束、不適切な薬剤投与、医師・看護師配置などで理不尽な処置を行わないよう病院への指導を行ってください。

(1) 身体合併症 受け入れ態勢の強化

精神疾患の入院患者は、精神病薬の特性と長期間にわたる投与によるメタボリック症候群や循環器系疾患などをはじめとした重篤な身体合併症を発症しやすく、その場合に転院を受け入れるのは横浜市内で 3 病院 14 床しかありません。受け入れ可能な病院と病床数を増やしてください。

(2) 精神医療における薬物療法偏重の見直し

精神医療の現状は薬物療法に偏重し過ぎて、精神病薬の副作用、身体合併症の併発、患者の短命化等、多くの問題があります。当事者が地域社会で市民として生きていくために、精神療法・心理療法等にも目を向けるよう病院を指導し、また国に要望してください。

(3) 療養病棟の入院患者の生活環境改善

長期入院を余儀なくされた患者にとって療養病棟が治療の場であると同時に生活の場になっていることを踏まえ、人権とプライバシーの尊重を旨とする入院環境を整えてください。

(4) 精神科病院での虐待の防止

精神科病院において医療従事者が虐待等の違法な処置を行った事例が後を絶ちません。医療関係者が虐待に関与しないように監督する第三者委員会を、横浜市独自で立ち上げてください。また、医療現場で起きる人権侵害の再発防止に資する仕組みを創設するよう、国に要望してください。

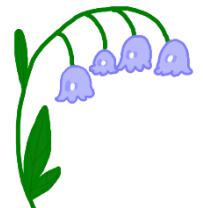
要望はまだありますが、重点的なものを中心に、以上述べさせていただきました。

単会からのたより

「鈴木本陀理さんをしのんで」

すずらん会

4年前の1月25日に、病気のため79歳で亡くなられた鈴木本陀理さんのことを皆さんに思い出してもらいたいと思い、以前すずらん会たよりに記載された記事を書きました。なぜならこの記事が転記されている今、桜が満開で緑区三保町のお寺に納まっている彼のお墓（樹木葬）の桜も咲いている頃なので、供養にもなると思いました。



『桜並木の向こう側へ』 青山宏太郎作 (友人代表として)

おーい、そちらの暮らし慣れたかい、手品やカラオケや俳句の、仲間出来たかい、
君がそっちへ行く一週間前に、逢いたいと電話くれたよね
そのとき 僕は息子と面会に、出掛ける時だったんだよね
逢えなかったのが今でも 心残りだよ
そのうち逢えるから よろしくなあ
さくらの花の咲く頃には 花見酒が楽しみだよ
君はそっちに行ったのだから 禁酒を解いてもいいよね
話したいこといろいろ有るよ

§ イベント情報 §

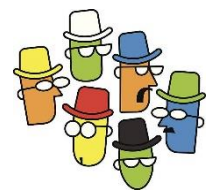
◆NPO法人 浜家連 第15回通常総会◆

日時：2023年5月26日（金）13:30～15:30

会場：横浜ラポール2階大会議室

【議案】

- ① 2022年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
- ② 2022年度会計監査について
- ③ 2023年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ④ 定款変更について
- ⑤ 役員を選出について



【編集後記】先日の国会で、チャット GPT を使って質問した議員が話題になった。このチャット GPT、聞きたいことを入力すると誰かが答えたように返事が返ってくるらしい。本の感想文などは読んでいなくとも、入力すれば適切な感想文が帰ってくる。これらの人工知能の最終形はとうなるのだろうか、もし悪用されたら・・・、恐ろしい感じもする。（事務局 中居）